

市・県民税における課税方式の選択について 令和5年度（令和4年分）まで

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額について、所得税及び復興特別所得税と市・県民税（住民税）とで異なる課税方式を選択する場合は、所得税の確定申告書を税務署に提出するのとは別に、伊勢市へ市・県民税の申告をする必要があります。

対象となる方は、下記の要領で申告してください。

対象となる所得（特定配当等及び特定株式等譲渡所得）

所得税の源泉徴収に併せて住民税が特別徴収（天引き）される、次のような配当所得や株式等譲渡所得を指します。

（例）上場株式等の配当所得等

特定口座内の上場株式等の譲渡所得（源泉徴収口座を選択したもの）

申告方法

所得税の確定申告書を税務署に提出するのとは別に、対象となる年の申告期限内（3月15日まで）に、次の書類を伊勢市へ提出してください。

※ 申告期限内（3月15日まで）に提出できなかった場合でも、対象となる年度の住民税の納税通知書が送達されるときまでに提出をすれば、所得税と異なる課税方式を選択できます。

※ 3月15日が土日祝日の場合は、その翌日が申告期限となります。

1. 市・県民税申告書
2. 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の課税方式の申出書＜別紙1＞
3. 所得税の確定申告書の控えの写し一式
（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」及び「確定申告書付表」を含みます。）
4. 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に関する書類の写し
（例）特定口座年間取引報告書、源泉徴収口座以外の配当等の支払通知書など

お問い合わせ先・郵送での提出先

伊勢市役所 課税課 市民税係
〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号
TEL: 0596-21-5534

この冊子の2・3ページに
申告書の記入例、
4ページに
**申出書＜別紙1＞の
記入例**があります。

令和5年
1月1日の住所 伊勢市 岩瀬1丁目7-29

現住所 同上
フリガナ シンコウ タロウ

氏名 申告 太郎

個人番号
マイナンバー 123456789012

生年月日(明・大・昭・平・令) 38年 1月 23日

電話 0596 - 21 5534

代理人
氏名 続柄

住所 日本人と同じ

記入例 (申告書)

【課税方式申出関連】 (＜別紙1＞の記入例に対応)
特定配当等所得金額について、
 所得税及び復興特別所得税では総合課税で申告するが、
住民税では申告しない場合

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬	社会保険の種類	支払った保険料	円
社会保険料控除			
	合計		

特定配当等所得金額を住民税で申告しない場合、数字の「0」を申告書(表面)の⑤に記載してください。

※ 特定配当等所得を、所得税及び復興特別所得税で分離課税で申告した場合は、申告書(裏面)の8で「分」(分離)を選択し、記載してください。

収入金額等	所得金額	円
1 事業所得	1 事業所得	
2 不動産所得	2 不動産所得	
3 雑所得	3 雑所得	
4 配当所得	4 配当所得	
5 給付所得	5 給付所得	
6 雑所得	6 雑所得	
7 公的年金等所得	7 公的年金等所得	
8 雑所得	8 雑所得	
9 その他所得	9 その他所得	
10 合計	10 合計	
11 総合課税・一時所得	11 総合課税・一時所得	
12 合計	12 合計	

⑤ 配当 0

裏面にも記載する欄があります (3ページへ)

注意点

- この申告書は、**同封の申出書<別紙1>**を添付して提出してください。
 ※ 令和4年分で差し引く繰越損失額・令和5年分以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額が、所得税及び復興特別所得税と住民税で異なる場合、<別紙1>に併せ<別紙2>も添付して提出してください。
- この申告書は、**令和5年度の住民税の納税通知書が送達される日までに提出してください。**
 ※ 申告期限内(3月15日まで)に提出できなかった場合でも、対象となる年度の住民税の納税通知書が送達される時まで提出をすれば、所得税と異なる課税方式を選択できます。

その他	⑳ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	額	計	㉑
郵送	⑳ 雑損控除	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	円	円	円
		支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額		円	円	円
分支所	㉑ 医療費控除	<input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制を利用の場合はチェックしてください。					
投函		5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法 <input type="checkbox"/> 給与から差引き(特別徴収) <input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)					

《裏面にも記載する欄があります。》

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					円
合計					
勤務先所在地					
勤務先名					
電話番号					

7 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	所得金額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	総合・分離の別	所得の生ずる場所	支払確定月日	収入金額	必要経費	所得金額
	総合・分離		.	円	円	円
	総合・分離		.			
	総合・分離		.			

国外株式等に係る外国所得税額

9 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	一般分・上場分の別	種目	収入金額	必要経費	所得金額
	一・上	事業 譲渡 雑	円	円	円
	一・上	事業 譲渡 雑			
	一・上	事業 譲渡 雑			

特例適用条文

10 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、右記当該各欄に記入してください。	配当割額控除額	0	円
	株式等譲渡所得割額控除額		円

11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	長期	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額 - 特別控除額)
			円	円	円	円	円
							イ
							ロ
							ハ

特定配当等所得金額を住民税で申告しない場合は、配当割額控除額の適用がなくなりますので、数字の「0」を申告書(裏面)の10に記載してください。

※ 特定株式等譲渡所得金額を住民税で申告しない場合、株式等譲渡所得割額控除額も、同様に適用がなくなります。

都道府県・市区町村	円	寄附先
住所地の共同募金会・日本赤十字社支部		寄附先
条例指定制		寄附先

各欄には、当該団体へ寄附した金額及び寄附先をそれぞれ記入してください。なお、「ふるさと納税」にかかる寄附金は「都道府県・市区町村」欄へ記入してください。

14 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
		明・大昭・平		円
個人番号 マイナンバー				
個人番号 マイナンバー		明・大昭・平		
合計額				
所得税における青色申告の承認の有無				承認あり・承認なし

15 所得のなかった方などの記入欄

1. 次の者から扶養を受けていた。	
氏名	続柄
住所	
2. 該当する項目に○をしてください。	
(預貯金・障害者年金・遺族年金・失業保険・生活保護費)で生活	
3. その他(昨年の状況を詳しくお書きください。)	

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	続柄	生年月日	明・大昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所
氏名						
個人番号						

記載欄	
職員	
職員	

職員記載欄	面接	データ入力	担当	代理権	委任状	贈本等	本人書類()	親族	未	市申送付
				身元	番号	免住力	保パ障他()	未		必要
				番号	番号	通力	住票	未	当方調	不要

記入例(申出書<別紙1>)

令和5年度(4年分) 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の課税方式の申出書

別紙1

令和 5 年 2 月 20 日

(宛先) 伊勢市長

住 所 **伊勢市岩淵1丁目7番29号**

氏 名 **伊勢 太郎**

電 話 (**0596**) **21-5534**

私は、以下の確認事項に同意のうえ、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額について、所得税及び復興特別所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択し、市民税・県民税申告書にて申告した内容で課税されることを申し出ます。

【確認事項】

- この申出書は、各年度の納税通知書が送達される日までに提出する必要があります。
- 以下の所得については、申告不要制度を選択することはできませんので、申告の有無にかかわらず市民税・県民税の課税対象となります。
 - 上場株式等以外の配当所得等
 - 上場株式等に係る配当所得等のうち、大口株主等（発行済株式等の3%以上を保有する方）が支払を受けるもの
 - 一般株式等
 - 一般口座の配当所得等
 - 源泉徴収ありの配当所得等
 - 源泉徴収なしの配当所得等
- 記載いただいた場合は、確定申告書の内容で市民税・県民税を課税することがあります。
- この申出書を提出したことにより、医療費控除等の一部所得控除について、所得税における控除額と市民税・県民税における控除額に差異が生じます。
- 添付書類
 - 市民税・県民税
 - 所得税の確定申告書（「株式等に係る配当所得等」の欄）
 - 上場株式等の配当所得等に関する資料（例）特定口座年間取引報告書、源泉徴収口座以外の配当等の支払通知書など

特定配当等所得金額を住民税で申告しない場合は、配当割額控除額の適用がなくなりますので、数字の「0」を申告書（裏面）の10とこちらに記載してください。

特定配当等所得金額を住民税で申告しない場合、数字の「0」を申告書（表面）の⑤とこちらに記載してください。

所得税及び復興特別所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択する所得金額等

	令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書に記載した金額	令和5年度分市民税・県民税申告書に記載した金額
配当所得 (総合課税分)	第一表の⑤の金額 100,000 円	Ⓐ 申告書（表面）の⑤の金額 0 円
上場株式等の譲渡所得等 (申告分離課税分)	第三表の⑫の金額 円	Ⓑ 申告書（裏面）の9の「上場分」の金額 円
上場株式等の配当所得等 (申告分離課税分)	第三表の⑬の金額 円	Ⓒ 申告書（裏面）の8の「分離」の金額 円
令和4年分で差し引く 繰越損失額（※）	第三表の⑭+⑯の金額 円	Ⓓ 繰越控除明細書の③の金額 円
令和5年分以後に繰り越される 株式等に係る譲渡損失の金額（※）	第三表の⑰の金額 円	Ⓔ 繰越控除明細書の④の金額 円
配当割額控除額	第二表の住民税（・事業税）に関する事項欄の金額 5,000 円	Ⓕ 申告書（裏面）の10の金額 0 円
株式等譲渡所得割額控除額	第二表の住民税（・事業税）に関する事項欄の金額 円	Ⓖ 申告書（裏面）の10の金額 円

(※) この欄の金額が所得税及び復興特別所得税と市民税・県民税とで異なる場合、必ず「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」を記載のうえ、一緒に提出してください。